

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第1回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	令和3年10月18日(月曜日) 午後2時10分から4時00分
開催場所	瑞穂市役所 菓南庁舎3階 3-2会議室
議題	瑞穂市下水道事業における受益者負担金及び分担金制度について(諮問)
出席委員 欠席委員	出席委員 9名 櫻木晋一会長、清水治副会長、赤尾達也委員 菅野賢治委員、河野秀明委員、棚瀬あけみ委員 牧田佳代子委員、柳瀬秀治委員、吉田敏之委員 欠席委員 1名 所洋土委員
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 ・ <input type="checkbox"/> 非 公 開
傍聴人数	1人
審議の概要	委嘱状交付 市長あいさつ 諮問 瑞穂市下水道事業における受益者負担金及び分担金制度について諮問を行った。 委員の自己紹介 会長及び副会長の選出 議事 【会長】 委員総数10名中9名の出席があり、瑞穂市上下

水道事業審議会条例第6条第2項の規定により審議会の成立を宣言した。

瑞穂市審議会の設置、運営に関する要綱第11条の規定に基づき本会議は原則公開で行うこと、及び同要項第12条の規定により傍聴を認めることを各委員に確認し決定した。

【事務局】

瑞穂市上下水道事業審議会資料（第1回）を基に

1. 瑞穂市下水道の現状
2. 受益者負担金及び分担金制度
3. 瑞穂市下水道事業における受益者負担金制度についての説明を行った。

【会長】

では、説明について、質問や意見があれば発言願います。

【I委員】

「合併処理浄化槽を設置して家屋が供用開始から3年未満に接続する場合は受益者負担金を減免する」と「合併処理浄化槽を設置している家屋の場合、下水道に接続するまでは徴収猶予とする」とは矛盾するように思うがどうか。

【事務局】

公共下水道が供用開始したら区域内の合併浄化槽設置済みの区画を一時的に徴収猶予とします。その中でも、供用開始から3年以内に下水道に接続される合併処理浄化槽設置済の区画については、100%減免してはどうかという考え方です。

【E委員】

他の市町村の事例を見ると負担区によって負担金額が変わることが書かれていますが、瑞穂市でも変更するという考えか。

【事務局】

基本的には負担区で変えないという考え方です。

【会長】

受益者負担金及び分担金単価について説明願います。

【事務局】

案1については、総事業費の5%を該当する土地の面積で割ったものになります。案2は市街化区域と市街化区域外で事業費を算出し、その5%を市街化区域・市街化区域外それぞれの面積で割ったものです。案3は、市街化区域は案2と同じ考え方で市街化区域外は面積ではなく1戸あたりで割ったものです。案4は計算ではなく、既存の施設で採用している単一定額1戸あたり15万円をそのまま適用したのになります。

【I委員】

供用開始した場合、その区域の方は接続するしないに関わらずその費用を負担しなければならないということでしょうか。

【事務局】

その通りです。

【E委員】

都市計画法で下水道をやっていくということは本来m²単価が基本ということと、都市計画税を徴収していないことを考えると案1が良いのではないかと考えます。

【事務局】

市街化区域は一般的に都市計画税を徴収していますが、瑞穂市は徴収していません。固定資産税は路線価で決まりますが瑞穂市は市街化区域と市街化区域外であまり差がありません。

【J委員】

市街化区域外の方は自分が必要とするしないに関わらずどうしても広い土地を持っています。m²単価で賦課すると負担が大きくなりますが、どのように考えていますか。

【事務局】

止むを得ないと考えています。土地の固定資産税に比例して受益者負担金が決まっていくイメージだと思います。

【会長】

4つの案について、採決を取りたいと思います。賛成の案に挙手願います。

【委員】

	<p>(案 1 に 7 人、案 2 に 1 人、案 3 ・ 4 に 挙 手 無 し)</p> <p>【 会 長 】</p> <p>では、審議会としては案 1 で答申したいと思 います。本日は時間となりましたのでこれで閉 会としたいと思います。</p> <p>閉 会</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市環境水道部下水道課 TEL 058-327-2114 FAX 058-327-2127 e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp